埼玉県総合リハビリテーションセンター施設部門在り方検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 埼玉県総合リハビリテーションセンター施設部門について、病院部門の 在り方検討の方向性を踏まえた見直しを行うため、「埼玉県総合リハビリテー ションセンター施設部門在り方検討委員会」(以下「委員会」という。)を設 置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、総合リハビリテーションセンターの施設部門の今後の在り方に関する事項及びその他必要な事項について検討するものとする。

(委員会)

- 第3条 委員会は、別表に掲げる委員をもって構成する。
- 2 委員会には委員長1名を置き、委員長は委員の互選とする。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

(会議)

- 第4条 委員会は委員長が招集し、その議長となる。
- 2 委員会は委員の過半数が出席しなければ開くことができない。ただし、やむ を得ない理由により委員会に欠席する委員は、当該委員会に付議される事項に つき、あらかじめ書面により意見を提出することができる。この場合は意見の 提出をもって出席したものとみなす。
- 3 やむを得ない理由により委員会を開催することが困難であると委員長が認めるときは、書面で各委員の意見を聴取し、委員会の開催に代えることができる。
- 4 委員会は、必要に応じて委員以外の関係者の出席を求め、その意見又は説明 を聴くことができる。
- 5 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められる場合は、非公開とすることができる。

(事務局)

第5条 委員会の事務局は、埼玉県福祉部障害者福祉推進課に置く。

(設置期間)

第6条 委員会の設置期間は、本要綱施行日から令和4年3月31日までとする。ただし、委員会の決定によって設置期間を延長することができる。 (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委

員長が別に定める。

附則

この要綱は、令和4年1月1日から施行する。

(第3条関係)委員会委員

有識者	公立大学法人埼玉県立大学学長補佐兼	
	高等教育開発センター長	朝日雅也
有識者	埼玉県総合リハビリテーションセンター	
	センター長	市川忠
有識者	公益財団法人やどかりの里	
	サポートステーションやどかり 代表	大澤美紀
有識者	医療法人真正会霞ヶ関南病院 理事長	
		斉藤正身
有識者	社会福祉法人恩賜財団済生会支部	
	埼玉県済生会鴻巣病院支援部 部長	関口暁雄
有識者	埼玉県障害者協議会 代表理事	
		田中 一
有識者	社会福祉法人神奈川県総合リハビリテーション事業団	
	福祉局長 神奈川県リハビリ支援センター所長	村井政夫

(五十音順、敬称略)